

新型コロナウイルス感染症 拡大防止のために～一人ひとりが注意しよう

問合せ 感染症指導係 ☎5984-4671 FAX 5984-1211

日常生活で気を付けること

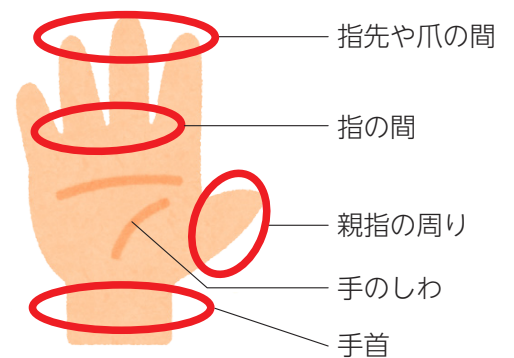
- 帰宅時や食事前には、せっけんで手洗いを
する(2度洗いが有効)
- 咳やくしゃみが出るときは、マスクを着用
する
- マスクが無いときは、ティッシュなどで口
を覆う
- 発熱などの症状がある場合は、会社や学校
を休む(体温は毎日測定し記録する)
- 換気が悪い場所や人が密集して過ごす空間
を避ける

咳エチケット



- マスクを着用し、口・鼻を覆う
- マスクがないときはティッシュ・
ハンカチで口・鼻を覆う
- とっさのときは袖で口・鼻を覆う

手洗いで汚れの残りやすいところ



感染の不安があったら、まずは連絡

感染の不安がある方は、まずは、下記の相談窓口にご連絡してください。症状を伺った上で受診が必要な方には医療機関を紹介します。適切な相談をせずに医療機関を受診することは、避けてください。

新型コロナウイルス感染症とは

〈感染経路〉

感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫^{ひまつ}による「飛沫感染」。ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」の2つが考えられます。

〈症状〉

発熱やのどの痛み、1週間以上続く咳、強いだるさなどの症状が出ます。感染しても軽症で済むことも多いですが、高齢者や持病のある方は重症化しやすいです。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口～ご心配な方はお気軽にご相談ください

- 練馬区コールセンター ☎5984-4761 (平日午前9時～午後5時)
- 厚生労働省相談窓口 ☎0120-565-653 (毎日午前9時～午後9時) FAX 3595-2756
- 東京都相談窓口 ☎0570-550-571 (毎日午前9時～午後9時) FAX 5388-1396 ※英語・中国語・韓国語にも対応しています。

3月中の母子保健事業 を延期または中止

●延期する事業

「4カ月児健診」「1歳6カ月児歯科健診」「3歳児健診」

※再開については、健診日を記載した案内を個別に送付します。

●中止する事業

「母親学級」「パパとママの準備教室」「赤ちゃんからの飲む食べる相談」「1歳児子育て相談(1歳からの食事講習会)」「2歳児歯科健診・子育て相談」「2歳6カ月児歯科健診」「育児栄養歯科相談」など

※再開については、区ホームページなどでお知らせします。

◎問合せ:各保健相談所

※延期・中止期間中も個別の相談に対応しています。お気軽にご相談ください。

中小企業の 相談窓口のご利用を

新型コロナウイルス感染症の流行により、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある中小企業者などを支援するため、経営や資金繰りに関する相談を受け付けています。

●経営相談

売上の低下やサプライチェーンなどに関する相談にビジネスマネージャーがお応えします。▶申込:電話で練馬ビジネスサポートセンター ☎6757-2020

●融資あっせん

事業用の資金について、低利の融資を取扱金融機関にあっせんします。区は、利子の一部を負担しています。▶問合せ:融資係 ☎5984-2673

税の申告などの 期限を4/16(木)に 延長

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、下表の税の申告などの期限を4月16日(木)に延長します。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

税の種類と内容	問合せ
特別区民税・都民税(住民税)の申告	区税個人係 ☎5984-4537
所得税・贈与税・個人事業者の消費税の確定申告と納付	税務署 練馬東 ☎6371-2332 練馬西 ☎3867-9711